

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選考に関すること。
- (2) 弁当メニューに関すること。
- (3) その他弁当に関すること。